

【長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の長崎市独自基準】

- (1) 基本方針に被爆者援護サービスを位置付ける旨を追加（第3条関係）
 (2) 第1号被保険者数がおおむね6,000人を超える地域包括支援センターの職員配置基準を追加（第4条関係）

<p>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）</p>	<p>長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例</p>
<p>介護保険法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準 <u>介護保険法施行規則</u> <u>第百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 20px auto;"> <p>第2号イに同種規定</p> </div> <p>二 <u>法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準</u> イ <u>一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりと</u></p>	<p><u>（基本方針）</u> <u>第3条 センターは、次条の規定により配置された職員が協働して、包括的支援事業を実施することにより、各被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。以下この条において同じ。）の心身の状況、置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス、福祉サービス又は被爆者援護サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</u></p> <p><u>（職員に関する基準）</u> <u>第4条 担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満であるセンターに配置すべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> <u>(1) 保健師 1人</u></p>

<p>介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）</p>	<p>長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例</p>								
<p> <u>すること。</u> (1) <u>保健師その他これに準ずる者</u> 一人 (2) <u>社会福祉士その他これに準ずる者</u> 一人 (3) <u>主任介護支援専門員（第百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者</u> 一人 </p>	<p> (2) <u>社会福祉士</u> 1人 (3) <u>主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 68 第 1 項に規定する研修を修了した者をいう。）</u> 1人 2 <u>地理的条件その他の条件を勘案して、センターの担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 6, 000 人以上となる場合に、当該センターに配置すべき職員及びその員数には、前項第 1 号から第 3 号までに掲げる職員に、次の表の左欄に掲げる第 1 号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数を加えるものとする。</u> </p> <table border="1" data-bbox="1182 762 2150 1401"> <tr> <td data-bbox="1182 762 1563 911"> <u>第 1 号被保険者の数がおおむね 6, 000 人以上 7, 000 人未満</u> </td> <td data-bbox="1563 762 2150 911"> <u>専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 1 人</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 911 1563 1059"> <u>第 1 号被保険者の数がおおむね 7, 000 人以上 8, 000 人未満</u> </td> <td data-bbox="1563 911 2150 1059"> <u>前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1059 1563 1208"> <u>第 1 号被保険者の数がおおむね 8, 000 人以上 9, 000 人未満</u> </td> <td data-bbox="1563 1059 2150 1208"> <u>専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 1208 1563 1401"> <u>第 1 号被保険者の数がおおむね 9, 000 人以上</u> </td> <td data-bbox="1563 1208 2150 1401"> <u>前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 3 人（うち 2 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</u> </td> </tr> </table>	<u>第 1 号被保険者の数がおおむね 6, 000 人以上 7, 000 人未満</u>	<u>専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 1 人</u>	<u>第 1 号被保険者の数がおおむね 7, 000 人以上 8, 000 人未満</u>	<u>前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</u>	<u>第 1 号被保険者の数がおおむね 8, 000 人以上 9, 000 人未満</u>	<u>専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人</u>	<u>第 1 号被保険者の数がおおむね 9, 000 人以上</u>	<u>前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 3 人（うち 2 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</u>
<u>第 1 号被保険者の数がおおむね 6, 000 人以上 7, 000 人未満</u>	<u>専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 1 人</u>								
<u>第 1 号被保険者の数がおおむね 7, 000 人以上 8, 000 人未満</u>	<u>前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</u>								
<u>第 1 号被保険者の数がおおむね 8, 000 人以上 9, 000 人未満</u>	<u>専らその職務に従事する常勤の前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人</u>								
<u>第 1 号被保険者の数がおおむね 9, 000 人以上</u>	<u>前項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 3 人（うち 2 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</u>								

<p>介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）</p>	<p>長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例</p>
<p><u>ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。</u></p> <p><u>(1) 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合</u></p> <p><u>(2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二條第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。(3)及び次号ロにおいて同じ。)において認められた場合</u></p> <p><u>(3) 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合</u></p>	<p><u>3 地理的条件その他の条件を勘案して、長崎市附属機関に関する条例（昭和 28 年長崎市条例第 4 2 号）別表に規定する長崎市地域包括支援センター運営協議会（次条において「協議会」という。）から、担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 0 0 0 人</u></p>

未満となる区域に設置を認められたセンターに配置すべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる第 1 号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

担当する区域における 第 1 号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから一人又は二人
おおむね千人以上二千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか一人

第 1 号被保険者の数がおおむね 1, 000 人未満	第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
第 1 号被保険者の数がおおむね 1, 000 人以上 2, 000 人未満	第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうちから 2 人（うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
第 1 号被保険者の数がおおむね 2, 000 人以上 3, 000 人未満	専らその職務に従事する常勤の第 1 項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

4. 前 3 項の規定によりセンターに配置すべき第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者のうち、その確保が困難であると市長が認める場合は、これらの者に代えて、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる者に準ずる者を置くことができる。

三 法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ 地域包括支援センターは、前号イに掲げる職員が協働して包括

<p>介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）</p>	<p>長崎市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例</p>
<p><u>的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。</u></p> <p>□ <u>地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。</u></p>	<div data-bbox="1397 301 1756 416" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>第 3 条に同種規定</p> </div> <p><u>（運営に関する基準）</u></p> <p><u>第 5 条</u> センターは、<u>協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</u></p>